

新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 省略</p> <p>第8条 通学回数乗車券、通学定期乗車券又は通学定期回数乗車券は、旅客が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所又は当社の指定する種類の学校に通学又は通園するものであることを証明する書類を提出したときに、通学又は通園に必要と認められる区間について発売します。</p> <p>第9条 通勤通学定期乗車券は、勤務先又は前条に規定する学校のいずれか一方を経由して通勤し及び通学する旅客が、前条に規定する書類を提出したときに、通勤及び通学に必要と認められる区間について発売します。</p> <p>第10条 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略</p> <p>第8条 通学回数乗車券、通学定期乗車券又は通学定期回数乗車券は、旅客が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所又は当社の指定する種類の学校に通学又は通園するものであることを証明する書類を提出したときに、通学又は通園に必要と認められる区間について発売します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基準運賃額を指定し発売する定期乗車券(以下「金額式定期券」という。)のうち、通学定期乗車券は、旅客が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所又は当社の指定する種類の学校に通学又は通園するものであることを証明する書類を提出したときに、通学又は通園に必要と認められる区間の片道普通旅客運賃と同一運賃区間について発売します。</p> <p>第9条 通勤通学定期乗車券は、勤務先又は前条に規定する学校のいずれか一方を経由して通勤し及び通学する旅客が、前条に規定する書類を提出したときに、通勤及び通学に必要と認められる区間について発売します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、金額式定期券のうち、通勤通学定期券は、勤務先又は前条に規定する学校のいずれか一方を経由して通勤し及び通学する旅客が、前条に規定する書類を提出したときに、通勤及び通学に必要と認められる区間の片道普通旅客運賃と同一運賃区間について発売します。</p> <p>第10条 省略</p>

<p>第11条 定期乗車券を所持する旅客は、その通用区間内において、乗車し、又は下車することができます。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第12条 省略</p> <p>第13条 乗車券類の通用期間は、券面表示のとおりとします。</p> <p>2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、第37条の規定による場合を除いて、通用期間を制限しません。</p> <p>第14条～第27条 省略</p> <p>第28条 1 (1)～(4) 省略</p> <p>2 (1)～(3) 省略</p> <p>(4) 定期乗車券を使用して、その券面表示の区間以外の区間を乗車したときは、次の区分に従い計算した普通旅客運賃</p> <p>イ 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用したとき その定期乗車券の通用期間開始の日（開始の日が異なるときは、その事実を発見した日に近い開始の日）からその事実を発見した日まで各定期乗車券の券面表示区間と券面表示区間以外の乗車区間を通じた区間を毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃</p> <p>ロ 定期乗車券の区間と連続していない乗降停留所を指定した回数乗車券を合わせて使用したとき 定期乗車券及び回数乗車券の券面表示区間と券面表示区間以外の乗車区間を通じた区間（当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、始発の停留所から乗車したもののみ</p>	<p>第11条 定期乗車券を所持する旅客は、その通用区間内、金額式定期券については同券を発売する際の基準運賃額の範囲内において、乗車し、又は下車することができます。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第12条 省略</p> <p>第13条 乗車券類の通用期間は、券面表示のとおりとします。</p> <p>2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、第37条の規定による場合、又は購入時に通用期間を明示する場合を除いて、通用期間は制限しません。</p> <p>第14条～第27条 省略</p> <p>第28条 1 (1)～(4) 省略</p> <p>2 (1)～(3) 省略</p> <p>(4) 定期乗車券を使用して、その券面表示の区間以外の区間、若しくは金額式定期券を発売する際の基準運賃額を超えて乗車したときは、次の区分に従い計算した普通旅客運賃</p> <p>イ 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用したとき、その定期乗車券の通用期間開始の日（開始の日が異なるときは、その事実を発見した日に近い開始の日）からその事実を発見した日まで、各定期乗車券の券面表示区間（金額式定期券については発売した際の基準運賃額内）と券面表示区間以外の乗車区間（金額式定期券については発売した際の基準運賃額を超えた区間）を毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃</p> <p>ロ 定期乗車券の区間と連続していない乗降停留所を指定した回数乗車券を合わせて</p>
--	---

なす。)を回数乗車券の使用済みの券片数に相当する回数乗車したものと計算した普通旅客運賃

ハイ及びロに掲げる場合以外るときその乗車した区間(当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、始発の停留所から乗車したものとみなします。)に対応する普通旅客運賃

(5) 省略

第29条 旅客は、あらかじめ、当社の係員の承諾を得たときは、前条の規定にかかわらず、次の各号に規定する金額を支払い既に支払った運賃額に対応する区間を越えて乗車することができます。

(1) 定期乗車券、定期回数乗車券、乗降停留所を指定する回数乗車券又は割引の乗車券を所持する旅客については、その所持する乗車券の券面表示の区間を越えて乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金

(2) 団体乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する団体旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額

(3) 前2号の乗車券以外の乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額

使用したとき、定期乗車券及び回数乗車券の券面表示区間(金額式定期券については発売した際の基準運賃額内)と券面表示区間以外の乗車区間(金額式定期券については発売した際の基準運賃額を超えた区間。当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、始発の停留所から乗車したものとみなす。)を回数乗車券の使用済みの券片数に相当する回数乗車したものと計算した普通旅客運賃

ハイ及びロに掲げる場合以外るときその乗車した区間(当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、始発の停留所から乗車したものとみなします。)に対応する普通旅客運賃

(5) 省略

第29条 旅客は、あらかじめ、当社の係員の承諾を得たときは、前条の規定にかかわらず、次の各号に規定する金額を支払い既に支払った運賃額に対応する区間を越えて乗車することができます。

(1) 定期乗車券(金額式定期券を除く。)、定期回数乗車券、乗降停留所を指定する回数乗車券又は割引の乗車券を所持する旅客については、その所持する乗車券の券面表示の区間を越えて乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金

(2) 金額式定期券を所持する旅客については、所持する定期券の基準運賃額と乗車する区間に対応する普通旅客運賃額との差額

(3) 団体乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する団体旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額

(4) 前3号の乗車券以外の乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する

<p>第30条～第33条 省略</p> <p>第34条 当社は、旅客の請求により、その所持する定期乗車券（ただしキャッシュレス定期乗車券を除きます）又は定期回数乗車券の種類又は区間を変更します。この場合においては、当社は、変更を必要とする理由を証明する書面の提出を求めます。</p> <p>2 前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、又は払い戻します。この場合においては、520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。</p> <p>原券の券面表示の運賃額 …A 新券の券面表示の運賃額 …B 通用期間（日数） …C 残通用期間（日数） …D $(A \times D / C) \sim (B \times D / C)$</p> <p>3 省略</p> <p>第35条～第36条 省略</p> <p>第37条 当社は、乗車券類の様式変更その他当社の都合により既に発行した乗車券類を無効とするときは、次項の規定による揭示を行ったうえ、旅客の請求により、同項の期間内において次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。</p> <p>(1) イ ロ 省略</p> <p>ハ 定期乗車券又は定期回数乗車券については、次の算式により算出された金額</p>	<p>普通旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額</p> <p>第30条～第33条 省略</p> <p>第34条 当社は、旅客の請求により、その所持する定期乗車券（ただしキャッシュレス定期乗車券を除きます）又は定期回数乗車券の種類又は区間を変更します。この場合においては、当社は、変更を必要とする理由を証明する書面の提出を求めます。</p> <p>2 前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、又は払い戻します。この場合においては、520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。</p> <p>原券の券面表示の運賃額（金額式定期券にあっては、当該乗車券の販売額） …A 新券の券面表示の運賃額（金額式定期券にあっては、当該乗車券の販売額） …B 通用期間（日数） …C 残通用期間（日数） …D $(A \times D / C) \sim (B \times D / C)$</p> <p>3 省略</p> <p>第35条～第36条 省略</p> <p>第37条 当社は、乗車券類の様式変更その他当社の都合により既に発行した乗車券類を無効とするときは、次項の規定による揭示を行ったうえ、旅客の請求により、同項の期間内において次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。</p> <p>(1) イ ロ 省略</p> <p>ハ 定期乗車券又は定期回数乗車券については、次の算式により算出された金額</p>
--	---

<p>券面表示の運賃額 …A 通用期間（日数） …B 請求の日における残通用期間（日数） …C</p> $A \times \frac{C}{B}$ <p>(2) 及び 2 省略</p> <p>第38条 旅客は、当社がその運賃又は料金を変更した場合において、その変更前に既に購入した乗車券類のうち、定期乗車券、定期回数乗車券及び乗降停留所を指定した回数乗車券については、そのまま有効なものとして使用でき、その他の乗車券類については、券面表示額による新旧の差額を加算した場合に限り有効なものとして使用できます。ただし、前条の規定により、その乗車券類が無効となった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第39条～第40条 省略</p> <p>第41条 (1) (2) イ 省略 ロ 定期乗車券及び定期回数乗車券の場合 a 通用区間の全部について払戻しの請求があった場合（cに該当する場合を除く。） 券面表示の運賃額 …A 通用期間（日数） …B 運行中止日数（運行中止の初日における残通用日数を限度とする） …C</p> $A \times \frac{C}{B}$ <p>b 通用区間の一部について払戻しの請求があった場合（cに該当する場合を除く。）</p>	<p>券面表示の運賃額（金額式定期券にあっては、当該乗車券の販売額） …A 通用期間（日数） …B 請求の日における残通用期間（日数） …C</p> $A \times \frac{C}{B}$ <p>(2) 及び 2 省略</p> <p>第38条 旅客は、当社がその運賃又は料金を変更した場合において、その変更前に既に購入した乗車券類のうち、定期乗車券（金額式定期券を除く。）、定期回数乗車券及び乗降停留所を指定した回数乗車券については、そのまま有効なものとして使用でき、又金額式定期券については、金額式定期券の販売額の新旧の差額を加算した場合、その他の乗車券類については、券面表示額による新旧の差額を加算した場合に限り有効なものとして使用できます。ただし、前条の規定により、その乗車券類が無効となった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第39条～第40条 省略</p> <p>第41条 (1) (2) イ 省略 ロ 定期乗車券及び定期回数乗車券の場合 a 通用区間の全部について払戻しの請求があった場合（cに該当する場合を除く。） 券面表示の運賃額（金額式定期券にあっては、当該乗車券の販売額） …A 通用期間（日数） …B 運行中止日数（運行中止の初日における残通用日数を限度とする） …C</p> $A \times \frac{C}{B}$
---	---

<p>券面表示の運賃額 …A 払戻しの請求をしない区間に対応する原券と 同一通用期間の運賃額 …B 通用期間（日数） …C 運行中止日数（運行中止の初日における残通用 日数を限度とする） …D</p> $\frac{A - B}{C} \times D$ <p>C 及び 2 省略 第 4 2 条～第 6 5 条 省略</p>	<p>b 通用区間の一部について払戻しの請求 があった場合（c に該当する場合を除く。） 券面表示の運賃額（金額式定期券にあっては、 当該乗車券の販売額） …A 払戻しの請求をしない区間に対応する原券と 同一通用期間の運賃額 …B 通用期間（日数） …C 運行中止日数（運行中止の初日における残通用 日数を限度とする） …D</p> $\frac{A - B}{C} \times D$ <p>C 及び 2 省略 第 4 2 条～第 6 5 条 省略</p>
---	--